

県立夜間中学設置基本方針(案)

目次

I	夜間中学設置の背景	1
1	夜間中学の現状	
	(1) 夜間中学に期待される役割	
	(2) 国の動向	
	(3) 他県の状況	
2	本県の取組	
II	本県における夜間中学設置の必要性	3
1	ニーズ調査	
	(1) 夜間中学設置に係るニーズ調査	
	(2) 群馬県夜間中学設置に係る詳細調査	
2	本県の現状	
	(1) 義務教育未修了者等に対する就学の機会の提供	
	(2) 多文化共生・共創の推進	
	(3) 学び直しの必要な人の状況	
III	県立夜間中学設置基本計画	7
1	理念	
2	育成を目指す資質・能力	
	(1) 中学校の学習内容を通して身に付ける基礎的・基本的な知識及び技能	
	(2) 身近なことから課題を発見して主体的に解決する力	
	(3) 自他の多様性を大切にしながら協働的に活動する力	
	(4) 集団や社会の一員であることを自覚し、規範意識に基づき行動する力	
	(5) 基本的生活習慣を身に付け、自ら心身の健康を保とうとする態度	
3	特色ある取り組み	
	(1) 一人一人に寄り添う個に応じた授業	
	(2) 多様な人々が協働的に学び合う授業	
	(3) ICTを活用したハイブリッド型授業	
	(4) 企業等と連携したキャリア教育	
	(5) 確かな日本語指導	
	(6) 安心して学習や生活ができるサポート体制	
4	概要	
	(1) 開校年度	
	(2) 設置形態及び設置場所	
	(3) 対象生徒	
	(4) 入学・進級・卒業	
	(5) 学級数	
	(6) その他	

<参考資料> 別添

I 夜間中学設置の背景

1 夜間中学の現状

(1) 夜間中学に期待される役割

夜間中学は、戦後の日本社会の混乱の中で、生活のために働かなければならず、学校に通えない子供たちに対して、学ぶ場を提供するため、昭和22年に大阪に生まれたとされる。

その後、昭和29年には12都府県に87校、翌年には生徒数が5000人を超えるようになったが、社会情勢の変化や就学援助の充実によって生徒数、学校数ともに減少する。

近年では、就労のために来日した外国人の子供のうち、学齢を超過した子供の受け入れ先となり、日本国籍を有しない生徒が全体の8割に達しているとされている。

また、平成27年には、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(27初初企第15号通知)」により、入学希望既卒者について、一定の要件の下、受け入れ可能とする考えを示した。

このように、夜間中学には、多様な生徒に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための役割が期待されている。

(2) 国の動向

○すべての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置する方針

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律【教育機会確保法】(平成29年2月施行)
- ・第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)
- ・菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)
「…今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」

○国庫補助による夜間中学の設置促進

- ・義務教育費国庫負担法の改正(平成29年3月)により、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象となる。(補助率1/3)
- ・夜間中学の設置促進・充実事業(補助事業)により、新設準備の2年間及び開設後の3年間の最大5か年を補助の対象とする。(補助率1/3)

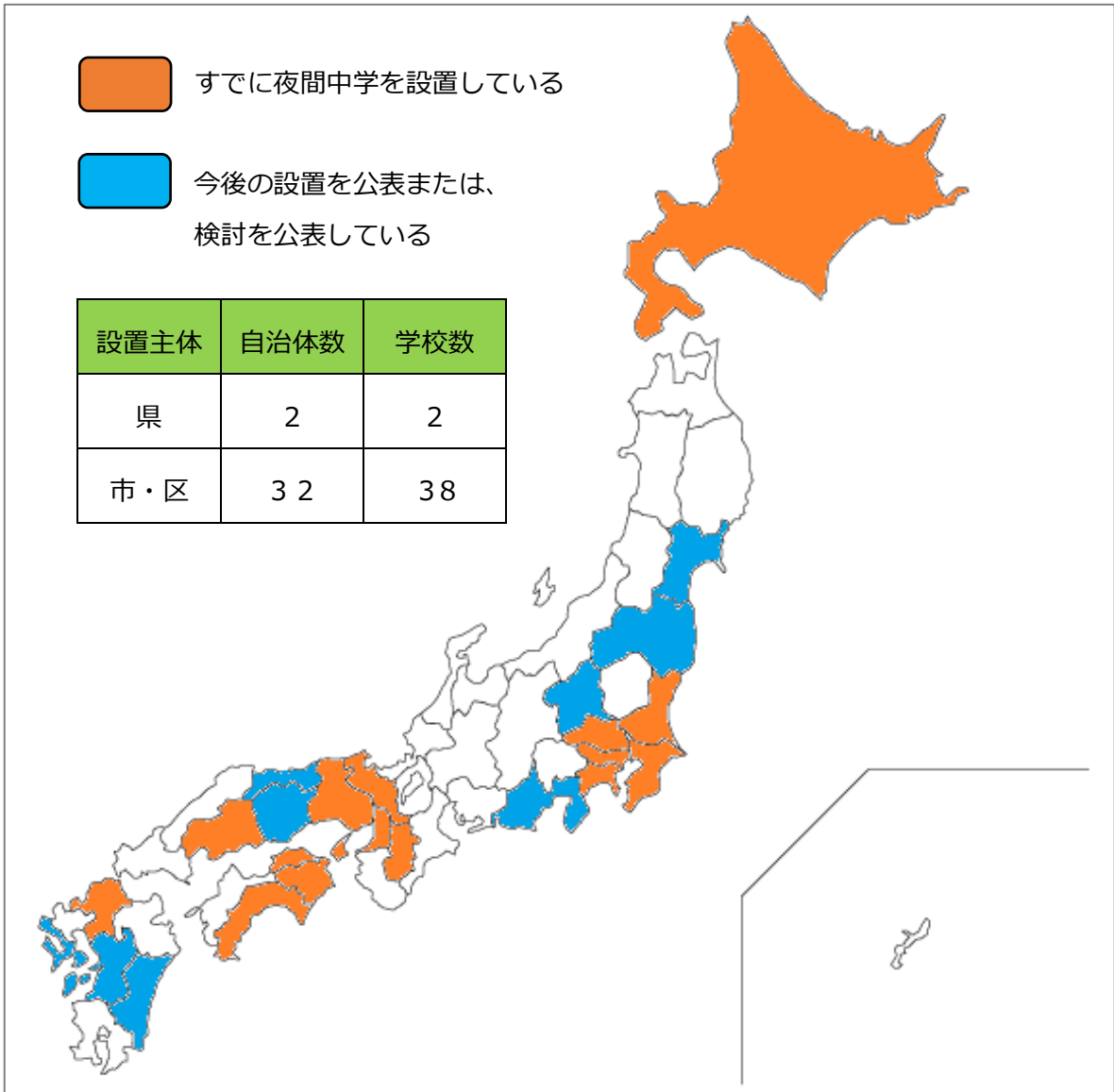
(3) 他県の状況

○15都道府県34市区に40校が設置されている(令和4年4月現在)

- ・令和3年度に徳島県、高知県が、県立では全国初となる夜間中学を開校。
- ・県立夜間中学は、令和6年度までに本県を含め4県が設置の方向。

○特徴的な夜間中学

- ・静岡県立ふじのくに中学校…本校・分教室間でICTを活用した遠隔教育を実施(令和5年4月開校予定)
- ・京都市立洛友中学校…不登校特例校(昼間)、夜間中学(夜間)の併設型。
- ・三豊市立高瀬中学校…夜間中学として不登校生徒を受け入れる。(不登校特例校指定)



夜間中学の設置・検討状況(令和4年4月時点)

2 本県の取組

(1) 夜間中学設置に係る調査等

- 夜間中学設置に係るニーズ調査(令和2年7月)
- 群馬県夜間中学設置に係る詳細調査(令和3年1月)
- 市町村への意向調査(令和3年6月) ※内容は非公表

(2) 夜間中学設置に係る検討会等

- 夜間中学設置に係る検討会……………令和2年度2回実施(令和3年1月、3月)
- 夜間中学開設準備に関する意見交換会……………令和4年度3回実施予定

II 本県における夜間中学設置の必要性

1 ニーズ調査

(1) 夜間中学設置に係るニーズ調査

①調査概要

○目的

教育機会確保法による就学の機会確保及び県の多文化共生・共創の推進に向けた学校教育の充実のための対応策の一つである夜間中学設置について、県民の意識を幅広く調査し、群馬県の実態にあった夜間中学設置について検討するため。

○実施時期

令和2年7月1日～9月30日

○調査手法

紙面によるアンケート調査、メール送付による調査、聞き取り(対面)調査

○調査対象 有効回答 4909人

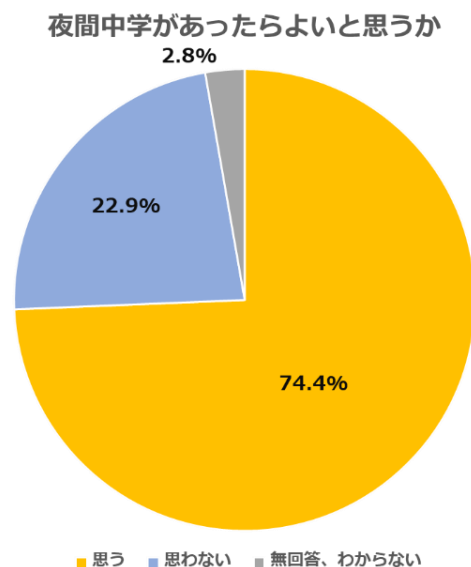
不登校経験者及び関係者(193人)、外国人(638人)、高齢者(1028人)

その他一般県民(3050人) ※それぞれ重複しない。

②調査結果

○夜間中学の必要性

「夜間中学があったらよいと思うか」という設問に対する回答は以下のとおり。



県民全体で、74.4%が夜間中学について「必要がある」と考えていることがわかる。

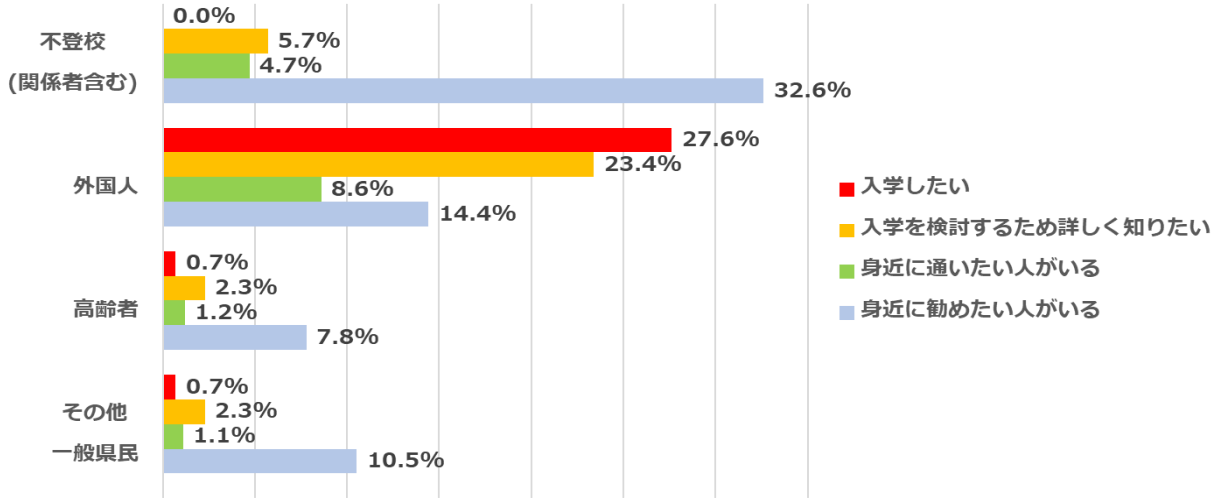
また、不登校経験者及び関係者については、「必要がある」との回答が92.2%を占めていることから、他の調査対象と比較しても、特に高いニーズがあり、形式的卒業者の学び直しについて、一定の期待があることが推察される。

内訳	不登校 (関係者含む)	外国人	高齢者	その他 一般県民
思う	92.2%	84.2%	72.8%	71.7%
思わない	5.2%	14.3%	22.4%	26.0%
わからない 無回答	2.6%	1.6%	4.9%	2.3%

○夜間中学への関心

「夜間中学について、あてはまるものを選ぶ」という設問に対する回答は以下のとおり。

夜間中学への関心



入学に関心を持つ理由 (複数回答可)

	全体	不登校 (関係者含む)	外国人	高齢者	一般県民
中学を卒業していないから	8.0%	5.9%	7.8%	3.7%	5.6%
不登校のため学習が不十分だから	35.1%	58.8%	4.7%	16.4%	42.5%
外国で小学校は卒業したが、中学は卒業していないから	8.2%	9.8%	8.0%	3.3%	5.2%
外国の小中学校は卒業したが、日本の中学は卒業していないから	14.7%	11.8%	19.0%	5.6%	6.9%
日本語を学びたいから	45.7%	18.6%	68.1%	14.1%	19.1%
中学校の学習内容を勉強したいから	23.1%	20.6%	21.6%	11.2%	16.2%
日本の高校を受験したいから	15.7%	17.6%	13.5%	6.7%	11.6%
日本で就職したいから	18.4%	8.8%	22.4%	6.7%	11.0%
その他	12.1%	8.8%	4.7%	10.4%	12.0%

不登校経験者及び関係者については、本人が「入学したい」と考える回答はなく、「身近に入学を勧めたい人がいる」とする回答が32.6%と多い。不登校を経験した人の学び直しや社会復帰のきっかけとしたいと考える家族や関係者が多いことが推察される。

一方、外国人については、自らが「入学したい」とする回答が多く、次いで、「入学を検討するために詳しく知りたい」とする回答が多かった。学ぶことへの主体的な思いはあっても、それがなかなか実現しないという思いを抱える人が少なくないことが推察される。

(2) 群馬県夜間中学設置に係る詳細調査

①調査概要

○目的

群馬県教育委員会が実施した「夜間中学設置に係るニーズ調査」の結果を参考に、入学希望者及び入学の可能性のある者(外国人)の目的等について詳細に調査し、群馬県として目指す夜間中学像の検討を更に進めていく。

○実施時期

令和3年1月23日～2月21日

○調査手法

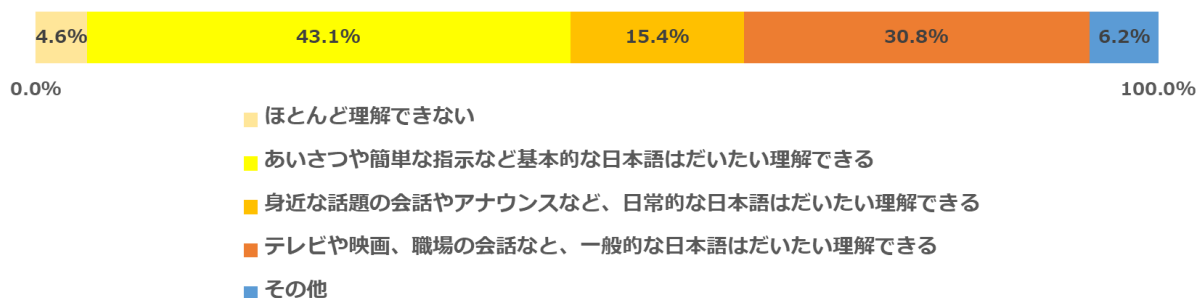
訪問等による聞き取り

○調査対象

8カ国65人

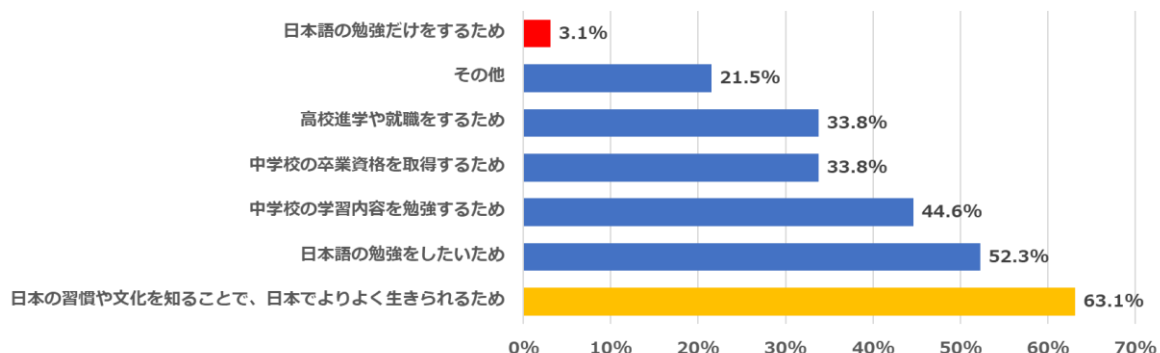
(ブラジル、ペルー、ポリビア、メキシコ、ベトナム、フィリピン、ネパール、中国)

調査対象者の日本語能力の概要



②調査結果

夜間中学に入学したいと考える理由 (複数回答可)



1回目のニーズ調査では、外国人の多くが日本語を学ぶために夜間中学への入学を希望していると捉えられた。

しかし、詳細調査では、日本語を学ぶことだけを目的とする人は3.1%と少数であり、実際には、日本でよりよく生きることを願い、そのために日本の習慣や文化を学びたいという思いがあることが明らかになった。

「日本語能力」と「夜間中学に入学したいと考える理由」の関係(複数回答可)	中学校の学習内容を勉強するため	中学校の卒業資格を取得するため	高校進学や就職をするため	日本でよりよく生きられるため	日本語の勉強をするため	日本語の勉強だけをするため	その他
ほとんど理解できない	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
あいさつや簡単な指示など基本的な日本語はだいたい理解できる	46.4%	25.0%	25.0%	60.7%	42.9%	7.1%	25.0%
身近な話題の会話やアナウンスなど、日常的な日本語はだいたい理解できる	20.0%	50.0%	30.0%	80.0%	100.0%	0.0%	40.0%
テレビや映画、職場の会話など、一般的な日本語はだいたい理解できる	55.0%	50.0%	40.0%	60.0%	50.0%	0.0%	10.0%
その他	50.0%	0.0%	50.0%	75.0%	50.0%	0.0%	25.0%

夜間中学に入学したいと考える理由を、日本語能力別に見ると、日本語がある程度できる人であっても、日本語の勉強をしたい思いがあることがわかる。

日本で学習をしていくためには、日常生活の言葉の力だけでなく、学習場面特有の言葉の力も求められる。日本でよりよく生きたいというニーズと合わせて考えると、学びをより確かなものにしていき、自らの能力を十分に発揮するために必要となる日本語の学習を求めていることが推察される。

2 本県の現状

(1) 義務教育未修了者等に対する就学の機会の提供

本県においては、様々な理由により義務教育未修了となっている方や、海外で9年間の普通教育を受けられなかった学齢超過者、日本の外国人学校(中学相当)卒業者に対して、学校における就学機会は提供されていない。また、不登校等の理由により、実質的に十分な教育を受けられないまま、中学校の配慮等により形式的に卒業した方に対して、現状では、中学校への再入学を受け入れる事例はない。以上のことから、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、義務教育段階の学び直しを求め方に対して、本県として、十分な就学の機会を提供することが求められている。

(2) 多文化共生・共創の推進

本県では、外国人県民を、単なる労働力としてではなく、地域経済及び地域の活力をともに創る「仲間」として受け入れることを重要なコンセプトの一つとする「群馬モデル」に基づき、多文化共生・共創を推進している。魅力的で持続的に発展できる「多文化共生・共創県」を実現するため、特に教育分野では、多文化共生教育の推進や、教育機会の拡充が求められている。

(3) 学び直しの必要な人の状況

令和3年、本県(健康福祉部障害政策課)が実施した「ひきこもりに関する実態調査」により、民生委員・児童委員が把握している県内のひきこもり状態の方は974人であった。また、ひきこもり状態にある期間は、「不明」とする回答が最も多かったが、「10年以上」という回答も32.2%あった。平成22年の国勢調査の結果によると、県内の未就学者(在学したことがない者、または小学校を中途退学した者の人数)は、2,230人とされている。また、県内に居住する外国人は、令和2年12月末現在で総人口の3.2%と、隣接県と比較してやや多い傾向にある。

夜間中学で学ぶことは、こうした多様な背景をもつ人々がよりよい生き方を発見したり、社会復帰したりすることに寄与するものと考えられる。

Ⅲ 県立夜間中学設置基本計画

1 理念

年齢や国籍に関わらず多様な人々にとって安心して学べる環境を整え、一人一人の思いや願いを自らの力で実現し、多様な人々と共生しながら、自立して、よりよく豊かに生きるために必要となる資質・能力を育成する。

2 目指す資質・能力

- (1) 中学校の学習内容を通して身に付ける基礎的・基本的な知識及び技能
身に付けた知識及び技能を将来の夢の実現や実生活の改善に役立てるために基盤となる力を育成する。
- (2) 身近なことから課題を発見して主体的に解決する力
変化の激しい社会の中で、自ら考え、解決に向けて動き出す上で基盤となる力を育成する。
- (3) 自他の多様性を大切にしながら協働的に活動する力
多様な他者の考えや立場を理解してコミュニケーションを図る等、円滑な人間関係をつくりながら生活していく上で基盤となる力を育成する。
- (4) 集団や社会の一員であることを自覚し、規範意識に基づき行動する力
集団や社会の一員として責任ある行動を取る等、秩序を保ち、安全で安心できる生活をしていく上で基盤となる力を育成する。
- (5) 基本的生活習慣を身に付け、自ら心身の健康を保とうとする態度
規則正しく、節度ある行動を心がける等、心と身体を安定させて明るい気持ちで生活していく上で基盤となる態度を育成する。

3 特色ある取組

- (1) 一人一人に寄り添う個に応じた授業
中学校までの学習内容が着実に身に付けられるよう、年齢、経験等の実情や学び方の特性等、個に応じた最適な方法で授業を展開する。
- (2) 多様な人々が協働的に学び合う授業
本県が目指す「多文化共生・共創県」の実現に結びつくよう、国籍や年齢、経験等、様々な背景をもつ多様な人々が、協働的に学び合う授業を展開する。
- (3) ICTを活用したハイブリッド型授業
一人でも多くの方に対し、学びの機会を保障できるよう、ICT端末等を活用し、対面とオンラインによる同時双方向型の授業を展開する。
- (4) 企業等と連携したキャリア教育
経済的な自立や、より充実した社会生活の実現に結びつくよう、企業等と連携し、デジタル社会において求められるICTスキルの育成等、実践的なキャリア教育を推進する。
- (5) 確かな日本語指導
外国人等の日本語指導を必要とする方が自らの能力を十分に発揮できるよう、外国人児童生徒等教育において培ったノウハウを生かして指導の充実を図る。
- (6) 安心して学習や生活ができるサポート体制
学習や生活上の悩み、将来に向けての不安などに対応できるよう、教師と生徒の共感的な人間関係を構築すると共に、オンライン等も活用しながらサポート体制の充実を図る。

4 概要

(1) 開校年度

令和6年4月

※条例上の設置は令和5年度とし、必要な準備期間を経て令和6年に開校する。

(2) 設置形態及び設置場所

県立の夜間中学を単独校として伊勢崎市にある県総合教育センター内に設置する。

(3) 対象生徒

群馬県在住の満15歳を超えた方のうち、以下のいずれかに該当し、入学を希望する方
国籍は問わない。

- ・様々な理由により学齢期に十分に学ぶことができず、義務教育未修了となっている。
- ・中学校を卒業しているが、不登校等により十分に学ぶことができなかった。

※現在不登校となっている学齢期の生徒についても、多様な教育機会を確保する観点から、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター等と同様に支援を行うことが可能です。

(4) 入学・進級・卒業

○入学

- ・原則、第1学年4月入学とする。
- ・入学希望者の抱える事情や学習状況等を踏まえ、校長の判断により、年間を通じた入学や、第2学年又は第3学年への入学も可能とする。
- ・9月以降、第3学年への入学は行わないものとする。

○進級・卒業

- ・進級・卒業は3月末とする。
- ・生徒本人の希望、学習状況及び在籍数等を踏まえ、校長の判断により当該学年に留め置いて学習を継続することもできる。

(5) 学級数

- 3学級を開設する。(1学年につき1学級)
- 1学級につき、生徒は35名以内とする。

(6) その他

- 給食の提供はせず、校内で食事をとる時間を設定する。
- 授業料、教科書代は無償、入学金は徴収しない。
- 教材費は、本人の実費負担とする。